

第2回 「(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会

日時 平成19年11月29日 (木)

午後2時～

会場 市役所14階 14B会議室

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 第1回「(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会会議録について
- (2) 路上喫煙の規制について

4 その他

5 閉会

路上喫煙の規制について

【基本的な考え方】

- ・ 喫煙に関しては、市民意識の変化が見られ、歩行喫煙や人ごみなど、屋外における公共の場での喫煙は、社会生活上のマナーに反し、多数の市民が嫌悪を感じる行為として認識されてきている。
- ・ 喫煙行為は轻易で反復的行為であり、単に社会的な嫌悪の情のほか、その行為が直接市民福祉の妨げとなっている場合であれば、秩序維持のために制限を加えることが許容される。
- ・ したがって、規制のあり方を検討するに当たっては、直接的な市民福祉の妨げとなる内容の、その客観性や蓋然性を踏まえ検討されなければならない。

I 条例の目的（直接的な市民福祉の妨げとなる内容）

1 安全・安心の観点について

(1)喫煙行為が及ぼす影響

- ・ 煙草による歩行者等の火傷や持ち物などの焦げ

(2)考え方

- ・ 多くの人々が往来する場所では、煙草の火による火傷や、衣服、カバンなどの持ち物の焦げなどのほか、喫煙者の煙草を持つ手は幼児や車椅子の方の顔付近の高さであることから、火傷を負わせるなどの事故が発生する危険性があり、「直接的な市民福祉を妨げる行為」と言える。

2 環境の観点について

(1)喫煙行為が及ぼす影響

- ・ 吸殻のポイ捨てによるまちの美観の悪化

(2)考え方

- ・ ポイ捨ての中でも特に吸殻が多く、まちの美観を阻害する大きな要因となっており、吸殻のポイ捨ても他の投棄と組み合わせた上であれば、「広い意味で市民福祉を妨げる行為」であると言える。
- ・ しかし、「ごみのないきれいなまちづくりを目指す」という目的から、ポイ捨て行為を禁止し、違反者への警告や罰則規定を設けた「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」の制定作業をすすめている。

- 〔現在は「宇都宮市空き缶等の散乱防止に関する条例」においてポイ捨て行為が禁止されており、この内容は上記の条例に移行される予定である。〕
- ・ 環境美化を阻害するものの一つに位置づけられるものであることから、上記の条例の範疇に含める方向で検討されており、喫煙に関連するということをもって、それを別出しにする合理的な理由は見つからない。

3 健康の観点について

(1)喫煙行為が及ぼす影響

- ・受動喫煙による健康被害

(2)考え方

- ・屋外における受動喫煙の健康被害を立証することは困難であることから、健康の観点で「屋外における公共の場での喫煙が市民福祉を妨げる行為」であるとは言い切れない。

4 結論

- ・次の2点を条例の目的とする。

(1)軽犯罪法が「公共の場での迷惑行為や露出」などを風紀や社会秩序維持の視点から禁止しているのに準じ、屋外における公共の場での喫煙を制限すべき行為に位置付け、喫煙マナーや「おもてなし」の向上を推進すること。

(2)多くの人々が往来する場所での喫煙を直接的な市民福祉の妨げであるととらえ、歩行者等の火傷や持ち物の焦げの被害等を防止し、もって住民福祉の実現を図るといった、安全・安心を確保すること。

II 規制区域、時間について

1 考え方

- ・喫煙行為が公共の秩序維持や、安全・安心の確保を妨げる蓋然性が高いと考えられるのは、「人が多く、動きが多い場所」つまり、歩行者が多い場所における行為であると考えられる。したがって、市内全域を「路上喫煙を一律禁止する区域」(以下「禁止区域」という)として規制することは困難である。
- ・規制時間については、喫煙マナー向上の観点から、路上喫煙そのものを極力抑制する必要があることから、時間による規制は馴染まないものと思われる。

2 結論

- ・以上のことから、歩行者の多い道路やそれに類する区域などを禁止区域とする。
- ・しかしながら、それ以外の場所においても、蓋然性が高いとは言えないが、喫煙による火傷などの被害や危険性がないとも言い切れず、また、屋外における公共の場での喫煙マナーの向上を図るためにも、市内全域における道路やそれに類する区域において喫煙行為をしないよう努力義務を課し規制するものとする。
- ・上記の規制（禁止、努力義務）についてはいざれも終日とする。

※具体的な禁止区域については、次回の議題とする。

III 規制する行為の範囲について（喫煙行為としての定義）

1 規制の対象となりうる行為

- (1)火のついた煙草を持つ行為から規制する
- (2)煙草を吸う行為から規制する
- (3)歩きながら煙草を吸う行為を規制する

2 考え方

- ・歩行者数の多い場所においては、喫煙者の歩行の有無に関わらず、火のついた煙草を持つていること自体が火傷などの被害を引き起こす原因になり危険である。
※(1)以外を採用した場合、監視の際に違反行為を現認する必要があり、違反者に言い逃れの機会を与えるおそれがある。
- ・被害を確実に防止するためには、歩行者（立ち止まった状態の者も含む）のほか、自転車、原動機付自転車、自動二輪車の運転者についても規制をする必要がある。
- ・また、自動車については、車内という空間の中であれば、喫煙行為による危険性は伴わないと考えられるが、煙草を持った手を窓から出す行為が火傷などの被害を引き起こす原因となり得ることから、その行為に限り規制する必要がある。

3 結論

- ・自転車、原動機付自転車、自動二輪車を含め上記1に記載した(1)火のついた煙草を持つ行為から規制するものとする。また、自動車の運転者及び同乗者については、煙草を持った手を窓から出す行為についても規制の範囲に含むものとする。

第2回「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害 の防止に関する条例制定懇談会」資料

2007年11月29日
日本たばこ産業株式会社 宇都宮支店

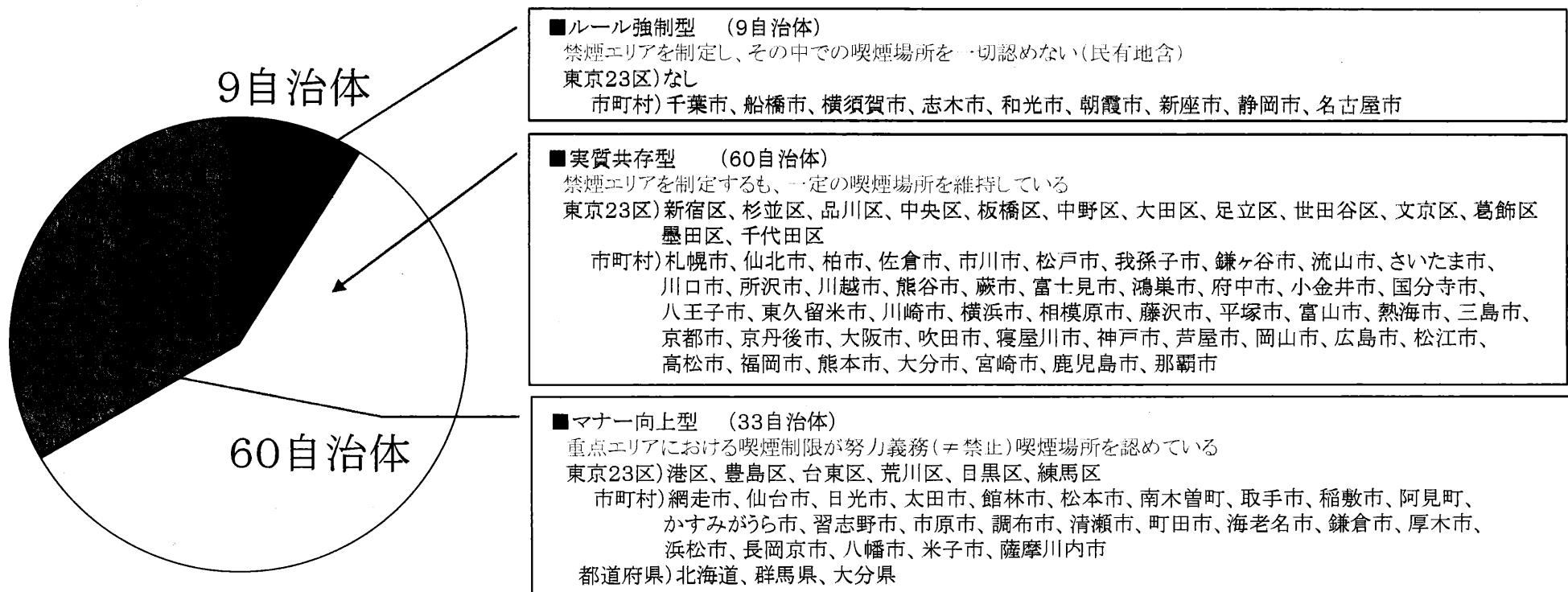
※本データは、JT調べ



路上喫煙規制については、「共存型」が全国的なトレンドです。

■現在施行されている102の路上喫煙規制条例について、千葉市条例に代表される「ルール強制型条例」は9条例でしかなく、実質共存型が60条例、マナー向上型が33条例とその大勢を占めています。

→昨今の路上喫煙規制については、「条例による規制」と「喫煙場所の確保」が実質上セットになっており、たばこを吸われる方、吸われない方、双方に配慮した内容となっているケースがトレンドとなっています。

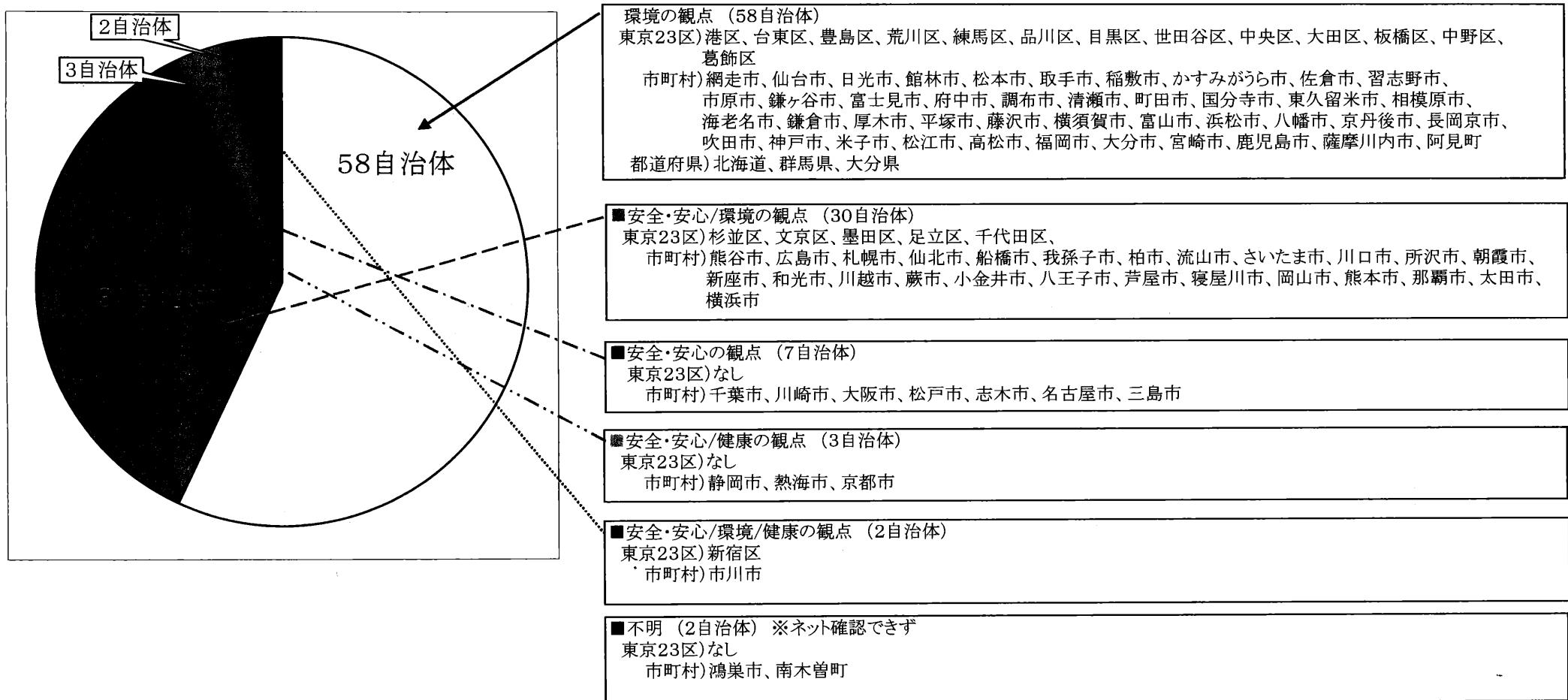


路上喫煙規制条例目的別区分

◆目的別 条例の目的に書かれている内容を「安全・安心/環境/健康」に分けた場合

全国で施行している102の自治体について、目的別に区分すると、「環境」の観点は58自治体、「安全・安心/環境」の観点は30自治体、「安全・安心」の観点は7自治体、「安全・安心/健康」の観点は3自治体(静岡市、熱海市、京都市)、「安全・安心/環境/健康」の観点は2自治体(新宿区、市川市)のみとなります。

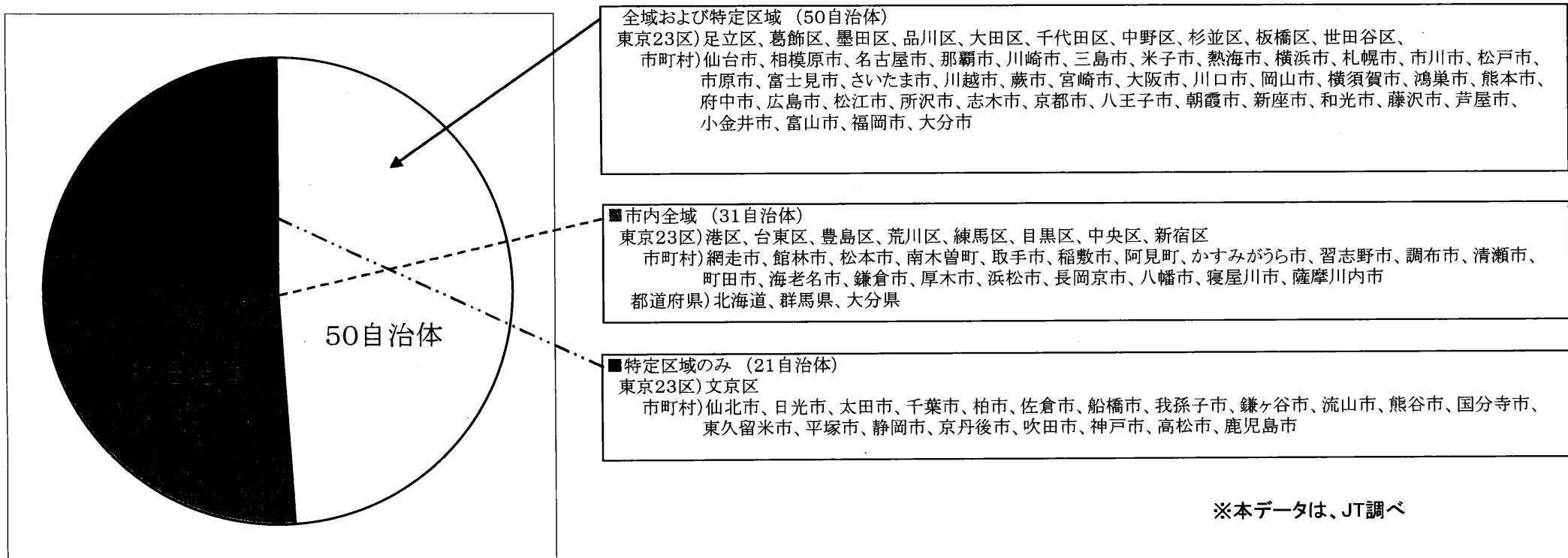
⇒「安全・安心/環境」が主流



路上喫煙規制条例で規制される行為(1)

◆規制別(1) 規制区域の設定を「市内全域」、「特定区域のみ」、「全域および特定区域」に区分した場合

規制区域の設定を区分すると、「全域および特定区域」が50自治体、「市内全域」が31自治体、「特定区域」が21自治体となります。



路上喫煙規制条例で規制される行為(2)

◆規制別(2) 喫煙規制が市内全域を対象で実施されている場合で「路上における全ての喫煙行為の規制」を行っている自治体、「歩行喫煙行為の規制」を行っている自治体で区分した場合

喫煙規制を、市内全域を対象としている自治体について区分すると、「歩行喫煙規制」は64自治体、「路上喫煙禁止」は17自治体となります。ただし、「歩行喫煙規制」の64自治体のうち、60自治体は「喫煙しない努力」で、その他4自治体が「禁止」(足立区、中央区、葛飾区、寝屋川市)同じく、「路上喫煙規制」の17自治体のうち、16自治体は「喫煙しない努力」で、その他1自治体が「禁止」(新宿区)

⇒喫煙規制を全域にする場合は、「路上/歩行喫煙しない努力」が主流

